

事 務 連 絡  
平成 1 9 年 3 月 2 3 日

都道府県・保健所設置市  
自動車リサイクル法担当課・室 御中

経済産業省製造産業局自動車課自動車リサイクル室  
環境省廃棄物・リサイクル対策部自動車リサイクル対策室

### 関連事業者の登録・許可の失効・廃業に伴う仕掛品について

日ごろから、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 7 号。以下「自動車リサイクル法」という。）の施行に当たりましては、ご尽力を頂きありがとうございます。

さて、関連事業者については本年 4 月より登録・許可期間の満了を迎えるところであり、一部には更新を行わない（失効）又は廃業をする事業者も存在することが想定されます。

このように失効又は廃業をする事業者において、引取り後未引渡しの使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品（以下「仕掛品」という。）が存在し続ける場合、使用済自動車等の流通及び再資源化等に支障が生じるほか、自動車所有者から預託を受けたりサイクル料金の支払い、自動車所有者への解体通知、重量税還付制度及び抹消登録制度に障害が発生するおそれがあります。

つきましては、関連事業者が失効又は廃業を行う際には、電子マニフェストシステム自治体報告徴収機能を活用し、失効又は廃業後において、当該事業者に係る仕掛品が生じることのないよう、失効又は廃業を行う前に仕掛品を適正処理するよう当該事業者に対する指導をお願いします。

なお、使用済自動車等については自動車リサイクル法第 1 2 1 条に基づき全て廃棄物となることから、倒産等により事業者が存在しなくなった事業場等において仕掛品が見つかった場合等にあっては、自動車リサイクル法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適切に対応する必要がありますので、念のため申し添えます。